

建設工事請負契約書新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>1～7 (略)</p> <p>注 この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、次のように加え、仕様書又は現場説明書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。</p> <p>8. 建設発生土の搬出先等 仕様書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、現場説明書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については現場説明書に定めるとおり」と記入する。<u>なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。</u></p> <p>(不可抗力による損害) 第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を決めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは<u>建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）</u>に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（<u>工事目的物等</u>であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る<u>損害の額</u>に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（<u>以下この条</u>において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。<u>ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>1～7 (略)</p> <p>注 この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、次のように加え、仕様書又は現場説明書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。</p> <p>8. 建設発生土の搬出先等 仕様書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、現場説明書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については現場説明書に定めるとおり」と記入する。</p> <p>(不可抗力による損害) 第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を決めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは<u>建設機械器具</u>に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（<u>工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具</u>であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る<u>額</u>に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（<u>第6項</u>において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>

建設工事請負契約書新旧対照表

改正後	改正前
<p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、<u>「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として</u>同項を適用する。</p>	<p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p>

附 則

1. この通知は、令和5年1月1日から施行し、同日以降に契約を締結する工事から適用する。ただし、第30条の改正規定は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する工事から適用する。
2. 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに請負契約を締結している工事のうち、令和5年4月1日以降に工期の終期が到来するものであって、災害応急対策又は災害復旧に関する工事については、令和5年4月1日以降、第30条の改正規定を適用し、同日までに契約変更を行うものとする。